

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正  
する省令案に対する意見書

2018年（平成30年）4月20日

日本弁護士連合会

当連合会は、文部科学省から独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令案が公表されたことを踏まえ、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

学資貸与金の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、その者又はその者の生計を維持する者の個人番号を提出させることを内容とする第24条の2の規定を加えることに反対する。

第2 意見の理由

1 省令改正案の概要

文部科学省の省令改正案は、独立行政法人日本学生支援機構が学資貸与金の貸与又は学資支給金の支給の選考に当たり、貸与又は支給を受けようとする者に対し、本人又は本人の生計を維持する者の個人番号を提供させるというものである。なお、省令改正案第24条の2では、「個人番号を提供させることができる」と規定されているが、省令案の概要1.②では「個人番号を提出させる」と記載されているため、個人番号の提供を義務化することが前提になっていると解される。

2 個人番号を提供させることは不適切である

当連合会は、現行の個人番号制度（マイナンバー制度）が生涯不変の番号で、官民様々な場面で利用されることを想定した制度であり、プライバシー等に対する高い危険性を有しているものであるとして立法化に強く反対してきた。そして、立法化された後も利用範囲を極力限定すべきであるという見地に立ち、2015年3月19日付け「給付型奨学金制度の早急な導入と拡充、貸与型奨学金における適切な所得連動型返済制度の創設及び返済困難者に対する柔軟な対応を求める意見書」において、所得連動型返済制度は個人番号制度を前提にせずに実施すべきと主張した。また、2016年7月14日付け「所得連動返還型奨学金制度につき、十分に議論を尽くした上で、真に利用者負担の少ない制度の創設を求める意見書」においても、扶養者の個人番号の提供を求めるこ

とは不当であると主張した。

しかるに、所得連動型返済制度は個人番号制度を前提にせずに実施できるはずであるにもかかわらず、文部科学省は本省令改正案の作成過程において、個人番号を提供させることの必要性や相当性についての検討を行った形跡がうかがわれず、ただ単に個人番号制度の導入拡大を行おうとしているものと見受けられる。このようななし崩し的利用拡大は、プライバシー保護の観点を欠くものとして極めて問題である。

したがって、当連合会は、個人番号の提供を定める省令改正案に反対する。

以上